



福岡医発第 797 号 (地)
平成 30 年 6 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 30 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成 29 年度の地域支援事業実施要綱については、平成 29 年 11 月 6 日付（福岡医発第 2004 号（地））文書においてご連絡申し上げていますが、今般、厚生労働省より平成 30 年度の当該実施要綱等の改正点について日本医師会を通じて連絡がありました。

本件は、①「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）、②「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知）、③「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日付老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）、④「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号厚生労働省計画・振興・老人保健課長連名通知）の通知についてそれぞれ改正点を連絡するものです。

改正内容としては、②において、平成 30 年度以降の総合事業における「国が定める単価」について、平成 30 年度介護報酬改定を踏まえ、加算を創設するなどの改正を行うことや、平成 30 年度より介護給付において創設される生活援助従事者研修の修了者について、従前相当サービスの生活援助のほか、総合事業の多様なサービスの従事者としての研修を修了したものと取り扱うことができることが規定されております。

また、④において、地域包括支援センターの設置運営について、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を進め、保健師に準ずる者については、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師としてきたことに加えて、平成 31 年度より、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有することを要件として規定している他、これまで通知等で周知されてきた内容が実施要綱に反映されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
副会長 山下拓郎

(介 37)

平成 30 年 5 月 23 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 30 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 29 年度の地域支援事業実施要綱については、平成 29 年 10 月 18 日付（介 94）文書においてご連絡申し上げているところです。本件については、厚生労働省より当該実施要綱等の改正点を説明する事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

上記の事務連絡においては、①「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）、②「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知）、③「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日付け老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）、④「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号厚生労働省計画・振興・老人保健課長連名通知）の 4 本の通知についてそれぞれ改正点が示されており、通知全文については厚生労働省ウェブサイトに掲載されております。

改正内容としては、②において、平成 30 年度以降の総合事業における「国が定める単価」について、平成 30 年度介護報酬改定を踏まえ、加算を創設するなどの改正を行うことや、平成 30 年度より介護給付において創設される生活援助従事者研修の修了者について、従前相当サービスの生活援助のほか、総合事業の多様なサービスの従事者としての研修を修了したものとして取り扱うことができることが規定されております。

また、④において、地域包括支援センターの設置運営について、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を進め、保健師に準ずる者については、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師としてきたことに加えて、平成 31 年度より、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有することを要件として規定している他、これまで通知等で周知されてきた内容が実施要綱

に反映されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成30年度地域支援事業実施要綱等の改正点について
(平30.5.11 事務連絡 厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係)



事 務 連 絡
平成 30 年 5 月 11 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

平成 30 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、下記通知の一部が改正されたところ
です。

それぞれの改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくとともに、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205729.pdf>

- 2 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205728.pdf>

- 3 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日付け老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205730.pdf>

- 4 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号厚生労働省計画・振興・老人保健課長連名通知）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205731.pdf>

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係 TEL：03-5253-1111（内線 3982、3986） FAX：03-3503-7894
--

平成 30 年度地域支援事業実施要綱等の主な改正点

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 平成 30 年度以降の総合事業における「国が定める単価」

介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ、平成 30 年度以降の総合事業の単価について、加算を創設するなどの改正を行う。(参考資料参照)

なお、単価改正は平成 10 月 1 日施行とするが、地域区分については職員の人件費を直接勘案しているものであることに鑑み、平成 30 年 4 月 1 日施行とする。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱 新旧対照表 P. 58-62

(2) 介護予防ケアマネジメントを実施する際の留意点

介護予防支援の基準改正を踏まえ、障害者総合支援法において従来支援を行っていた相談支援専門員との連携等について規定。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱 新旧対照表 P. 27, 28、

介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン 新旧対照表 P. 59

地域包括支援センターの設置運営について 新旧対照表 P. 6, 7

(3) 生活援助従事者研修との関係

平成 30 年度より介護給付において創設される生活援助従事者研修の修了者について、従前相当サービスの生活援助のほか、総合事業の多様なサービスの従事者としての研修を修了したものと取り扱うことができることを規定。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱 新旧対照表 P. 9

(4) 総合事業にかかる上限額

平成 30 年度以降の総合事業の上限額について、事業開始前年度の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）と介護予防事業の合計額に 75 歳以上高齢者の伸び率を乗じた上で、引き続き介護予防支援費を控除した額を原則の上限とすることを規定。

(改正箇所) 地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表 P. 3-6、

介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン 新旧対照表 P. 92

2. 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化

介護保険法の改正により、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センター

の事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとされたことを踏まえ、評価等の基本的な取扱いについて規定。

(改正箇所) 地域包括支援センターの設置運営について 新旧対照表 P. 2, 4, 17

(2) 三職種に「準ずる者」の取扱い

市町村は、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を進めることを規定。

また、保健師に準ずる者については、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師としてきたが、これに加えて、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有することを要件として規定。ただし、市町村の準備期間等を考慮し、平成31年度施行とする。

(改正箇所) 地域包括支援センターの設置運営について 新旧対照表 P. 14

(3) ケアマネジメント支援の取組

地域包括支援センターにおけるケアマネジメント支援は、介護支援専門員に対する直接的支援だけでなく、住民やサービス事業所等への働きかけなど、地域における適切なケアマネジメント環境の整備も重要であることから、この「地域全体をターゲットするケアマネジメント支援」を明確化。

(改正箇所) 地域包括支援センターの設置運営について 新旧対照表 P. 8

3. その他

(1) 介護用品の支給に関する取扱い

例外的な激変緩和措置として位置づけられている介護用品の支給について、平成30年度以降の実施に関する要件及び交付申請における様式を規定。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱 新旧対照表 P. 55

地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表 P. 19

(2) 地方厚生(支)局への事務移管

地域支援事業交付金の交付等事務について、平成30年度より厚生労働大臣から地方厚生(支)局長へ移管されることに伴い、交付要綱を見直し。

(改正箇所) 地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表 P. 2, 11-14, 16, 22, 23, 28-31

(3) 財源構成の変更

介護保険事業計画第7期の2号保険料割合が28%から27%になることにより、包括的支援事業等における国の負担割合について、39/100から38.5/100になることに伴い、交付要綱を見直し。

(改正箇所) 地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表 P. 6

(参考資料)

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し①

- 平成30年度以降の総合事業における国が定める単価について、平成30年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、一部見直しを行う。
- ただし、総合事業の基本報酬は、訪問介護・通所介護と異なり、支援内容、時間、規模等の区分がない月額包括報酬となっていること等により、給付における見直し内容を反映することが馴染まないものについては、従来の単価を維持する。
- 市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定する。

訪問型サービス

- 訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算(Ⅱ)）。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
 - ・ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
 - ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと
 を定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算(Ⅰ)）。

<現行> 生活機能向上連携加算 100単位/月
 <改定後> 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月（新設）
 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

- 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等を見直す。

<現行>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

<改定後>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ※ 15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は行わない。

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し②

- 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。
- サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
 - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。
また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。
 - イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
 - ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

通所型サービス

- 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。
生活機能向上連携加算 200単位/月（新設）
※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。
※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
- 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。
 <現行> 栄養改善加算 150単位/回
 <改定後> 変更なし

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し③

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

<現行> <改定後>
 なし ⇒ 栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設）
 ※6月に1回を限度とする

- 通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、
- ・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
 - ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限り、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。（通知改正）

共通事項

- 地域区分について、給付に準じた見直しを行う。（訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）（別紙）
- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定することとする。（訪問型サービス、通所型サービス）

【施行日】

地域区分については、平成30年4月1日施行。その他は、平成30年10月1日施行。

※1 この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同田における区域によって示された地域とする。ただし、○内の数字は通行の総量（又は地域別）を示す。